

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案等に係る 環境大臣告示の案の概要に対する意見の募集 (パブリックコメント)の結果について

I 概要

「土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内的の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件(案)概要」、
「要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件(案)概要」、「自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌の特定有害物質を含む液体の地下への浸透により新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件(案)概要」及び「浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件(案)概要」について、以下のとおり意見の募集を行いました。

- ・意見募集期間 : 平成30年11月22日(木)～平成30年12月21日(金)
- ・告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-Gov)、資料の配布
- ・意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

II 意見の提出状況

- ・意見提出者数 : 16団体・個人

	意見提出者数(団体・個人)
民間事業者	9
地方自治体	3
個人	3
匿名	1
合計	16

*記載されていた所属を基に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

- ・意見ののべ総数 : 68件

Ⅲ 意見の分類

- ・ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件（案）概要に対する意見

19 件

- ・ 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件（案）概要に対する意見

13 件

- ・ 自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌の特定有害物質を含む液体の地下への浸透により新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件（案）概要に対する意見

22 件

- ・ 浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件（案）概要に対する意見

14 件

**土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の
帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を
定める件（案）概要に対する意見募集の実施結果**

意見の概要	件数	意見に対する考え方
準不透水層に該当する地層がない土地での形質の変更の施行方法についても明記すべきではないか。	1	土地の土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地にあつては、汚染拡散防止の観点からは準不透水層まで遮水の効力を有する構造物の設置は必要と考えます。なお、上記以外の土地にあつては、準不透水層まで遮水の効力を有する構造物を設置すること等に代えて、地下水位の管理及び地下水の水質の監視等による措置を講ずることができることとしています。
準不透水層であることの確認には室内透水試験は必要か。	1	室内透水試験は必ずしも必要ではないと考えますが、準不透水層であることを確認した方法を説明できるようにする必要があると考えます。
準不透水層以深の地層まで杭基礎等を設置することは土地の形質の変更に該当するのか。	1	土地の形質の変更の定義は現行どおりであり、変更はありません。
Ⅱ．一について、第二種及び第三種特定有害物質の場合は濃度に関係なくⅡ．一のイ、ロ、ハを守らなければならないという理解でよいか。	1	土地の土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する土地又は土地の土壌の第二種特定有害物質若しくは第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地にあつては、Ⅱ．一に規定する方法に代えて、Ⅱ．二に規定する方法により土地の形質の変更を行うことができることとします。
Ⅱ．一のロについて、土地の形質の変更が終了するまでの間、イの構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が当該構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすることは、Ⅱ．二のイ(4)のように、形質変更期間中の周囲の地下水位を超えないようにするとしての方が実効性が	1	Ⅱ．一のロの規定については、準不透水層まで遮水の効力を有する構造物を設置した際の規定であり、当該構造物により囲まれた範囲の土地の地下水位が降雨等その他の原因で構造物を設置する前の地下水位を超えないようにすることを規定するものです。降雨等で急激に地下水位が上

高いと考える。		昇する可能性があることを踏まえれば、お示した案が適当であると考えます。
<p>Ⅱ. 一のハについて、「土地の形質の変更を行う準不透水層」とは、ハの項に記載のある「深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合」の帯水層の底にある準不透水層を指していると思われるが、分かり難いので、わかりやすい表現に改めるよう要望する。</p>	1	<p>Ⅱ. 一のハについて、土地の形質の変更を行う準不透水層とは、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層まで土地の形質の変更を行う場合の当該準不透水層のことであり、お示した案が適当であると考えます。</p>
<p>Ⅱ. 二について、平成 30 年 4 月の第二次答申では第一種特定有害物質が原液状態で土壤中に存在している場合は対象外であったが、その点については変更なしと考えてよいか。</p>	1	<p>御意見の第二次答申の記載は、「第一次答申で示された方向性」の記載内容であり、第二次答申の「新たに定めるべき事項」としては、「土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合する土地であること」としており、お示した告示(案)概要についても、これに基づいた内容としています。</p>
<p>Ⅱ. 二で示された施行方法は、現行の埋立地管理区域における土地の形質の変更の施行方法について規定している環境省告示第 54 号第 1 号と同じと考えてよいか。</p>	1	<p>御意見にある告示は、地下水位を管理して施行する方法又は地下水の水質を監視して施行する方法とすることを規定していますが、本告示(案)の概要は、地下水位を管理して施行する方法及び地下水の水質を監視して施行する方法を規定しています。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(1)について、地下水揚水量について制限がない場合、地盤沈下を引き起こす可能性があるが、そのリスクについてどう考えているか。</p>	1	<p>地下水の揚水量の規制等がない土地においても、地下水の揚水に伴い地盤沈下のリスクがあるような場合は、地盤沈下を防止するための配慮が必要であると考えます。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(1)について、地下水の汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点はどのように判断すべきか。また、揚水はどの水位まで行う必要があるか。</p>	1	<p>地下水の汚染の拡大を的確に防止できると認められる地点については、土壌汚染の程度、土地の形質の変更の方法及び期間等に基づき、個別具体的に判断することとなります。揚水については、周辺の地下水位よりも土地の形質の変更の範囲の地下水位を低下させること等を想定しています。</p>
<p>Ⅱ. 二について、揚水施設を設置し、地</p>	1	<p>Ⅱ. 二のイ(4)にお示したとおり「当該</p>

<p>下水を揚水することとあるが、地下水位が周辺より低下していることの確認は必要ないか。また、地下水量が豊富であり、形質変更範囲と周辺の地下水位が同じになることもある（地下水位が低下しない）と考えられるが、その場合の措置はどうするのか。</p>		<p>土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合」の規定を設けています。なお、地下水の汚染の拡大の防止の観点から、原則として、土地の形質の変更の範囲内の地下水位を当該範囲の周縁の土地の地下水位よりも低下させることは必要です。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(2)について、「揚水した地下水に含まれる特定有害物質を除去し、当該地下水の水質を排出水基準に適合させて公共用水域に排出するか、又は当該地下水の水質を排除基準に適合させて下水道に排除すること。」としているが、揚水した地下水を地下水基準未満（又は特定有害物質が含まれない）に浄化処理したうえで、地下水量の保全を図る目的で地中に還元することは可能か。地下水量の保全を図り、地盤沈下を防止するため、適正な管理の下での地中還元を認めるべきと考える。</p>	1	<p>水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の法令に基づき判断することとなります。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(3)について、地下水の汚染が拡大するおそれがあると認められる土地の形質の変更の周縁の土地とは、どのような場合に認められる周縁の土地と判断すべきか。</p>	1	<p>土地の形質の変更の範囲の周縁の土地については、土地の形質の変更の範囲内の地下水位の低下の影響を受ける範囲等を個別具体的に判断することとなります。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(3)について、周縁に設ける観測井は、土地の形質の変更の範囲の外側で、当該範囲からの距離はどのくらいで何箇所設けるべきか。また、定期的に地下水位を観測するための頻度はどのように判断すべきか。</p>	1	<p>観測井の設置地点や観測の頻度については、土壤汚染の程度、土地の形質の変更の方法及び期間等に基づき、個別具体的に判断することとなります。</p>
<p>Ⅱ. 二では、形質変更時要届出区域等では、地下水管理で形質の変更が可能とのことですが、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層の形質の変更の場合の地下水位の管理は、（遮水構造物なしで）当該範囲周縁部の被圧層の</p>	1	<p>本告示（案）概要は、土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を規定しております。なお、最も浅い位置にある準不透水層より深い位置にある帯水層ま</p>

<p>地下水位が周囲よりも低くなるような状態を維持させればよいということになるのか。また、被圧層の地下水位の十分な低下を確認できない場合、例えば、流向センサー等のような他の手段での管理は可能か。</p>		<p>で土地の形質の変更をする場合は、いかなる場合でも一のハに規定された方法を求めることとします。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(4)について、地下水が周囲より土地の形質の変更の範囲に向かって少しでも集まっていることを求める必要があると考えられるため、「当該土地の形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位以上であると認められる場合には、」に修正すべきである。</p>	1	<p>意見募集でお示しした概要のⅡ. 二のイ(4)においても、「形質の変更の範囲の土地の地下水位が当該周縁の土地の地下水位を超えていると認められる場合には」としています。</p>
<p>Ⅱ. 二のイ(4)について、地下水位を超えているかどうかの判断については、「埋立地管理区域において認められる土地の形質の変更の施行方法の基準（平成23年環境省告示第54号）」に係る調査措置ガイドライン Appendix13 に示された「地下水位を管理しながら施行する方法」と同様に、掘削面より上に水面がないことを目視で確認してよいか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>Ⅱ. 二のロ(1)汚染の拡大を監視するために周縁の土地に設ける観測井は、Ⅱ. 二のイ(3)で設けた観測井を使用すればよいか。</p>	1	<p>地下水位の管理及び地下水の水質の監視に係る観測井の設置については、個別具体的に判断することとなりますが、地下水位の管理及び地下水の水質の監視が適切に行われる場合にあっては、同じ観測井を用いることができる場合があると考えます。</p>
<p>現場において混乱を引き起こさぬよう、帯水層に接する形質変更の基準についての詳細をガイドラインにおいて解説していただきたい。</p>	1	<p>ガイドラインにおいて必要な説明を記載します。</p>

**要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の
特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件（案）概要
に対する意見募集の実施結果**

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>Ⅱ. 一について「要措置区域外から搬入された土壌に係る土地」とは具体的に何を指すのか分からない。既に搬入された土壌からなる土地なのか。ここは、これから「要措置区域外から搬入される土壌に係る土地」ではないのか。</p>	2	<p>本告示は、「要措置区域外から搬入された土壌」を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定めるものであるため、お示した案が適当であると考えます。</p>
<p>Ⅱ. 一について、おそれを推定するために有効な情報を把握することとあるが、だれが実施するのか。</p>	1	<p>土壌を搬入する者が実施することとなります。なお、土壌を搬入する者が指定調査機関でない場合は、指定調査機関に委託等されることが望ましいと思われまます。</p>
<p>Ⅱ. 二のイについて、土壌汚染状況調査により汚染が確認されなかった土壌についても、Ⅱ. 二のイの括弧書きの土壌（浄化等済土壌等）と同等の取り扱いをすべき。</p>	1	<p>土壌汚染状況調査の結果等により汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌については、他の要措置区域外から搬出する際に認定調査を行った上で、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）による改正後の土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定による都道府県知事の確認を受けた土壌として試料採取等の対象としないで搬入することができるものと考えます。一方、要措置区域内に設置した施設において浄化した土壌で埋め戻す場合における当該土壌については、当該要措置区域の指定が解除された後に、当該土壌を試料採取等の対象としないで搬入することができるものと考えます。なお、搬入土壌の調査においては、指定調査機関による調査を法令上義務付けていないことから、認定調査において試料採取等の対象としない土壌の範囲を同様に設定することは難しいと考えます。</p>
<p>Ⅱ. 二のイについて、括弧内の最後の</p>	1	<p>Ⅱ. 二のイは、括弧内に規定する土壌に</p>

<p>「ハ及び五において同じ。」の意味が理解できない。また、イで除外された土壤に対しては、ハにおいても除外されるので、土壤試料の採取及び測定は不要という理解でよいか。</p>		<p>ついて、試料採取等を行わないことができることを示したものです。御意見を踏まえ、告示の条文を適切なものとします。</p>
<p>「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令案概要」（平成30年11月、環境省）での1.(1)③の「地下浸透防止措置が講じられた範囲は汚染のおそれがない土地と扱える」という規定により汚染のおそれがないとした土地の土壤は、イの規定に従うという理解でよいか。</p>	1	<p>御意見の規定により汚染のおそれがないとされる土地については、Ⅱ.二のイの土地の区分に分類されます。</p>
<p>Ⅱ.二のロについて、「イを除く」の意味が分からない。</p>	1	<p>Ⅱ.二のロの前段は、現行の土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第3条第6項第2号に相当する土地の土壤を規定するものであるが、明確化の趣旨から「特定有害物質の製造、使用若しくは処理若しくは貯蔵若しくは保管に係る事業の用に供されていない土地、特定有害物質の埋設、飛散、流出若しくは地下への浸透をされていない土地」からⅡ.二のイで規定する同規則第3条第6項第1号に相当する土地の土壤を除く必要があり、お示しした案が適当であると考えます。</p>
<p>Ⅱ.二に示された内容を以って、土壤環境センターの「埋め戻し土壤の品質管理指針」は廃止されるものと考えてよいか。</p>	1	<p>ご意見にある指針の今後の取り扱いについては、発行元へお問い合わせください。</p>
<p>Ⅱ.五に規定された土壤については、認定調査（掘削前・掘削後）で汚染の有無を評価した土壤は、その結果に従うという理解でよいか。</p>	1	<p>Ⅱ.五の規定は、法第18条第1項第3号に規定される他の要措置区域から搬入される土壤について想定しています。</p>
<p>Ⅱ.五について、「当該要措置区域外から搬入された土壤が他の要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地から搬出された土壤」とあるが、形質変更時要届出区域の土壤であることがあるのか。</p>	1	<p>御意見を踏まえ、「当該要措置区域外から搬入された土壤が他の要措置区域から搬出された土壤」に修正します。</p>
<p>Ⅱ.五について、当該要措置区域外から搬入された土壤が他の要措置区域又は形</p>	1	<p>Ⅱ.五の規定は、法第18条第1項第3号に規定される他の要措置区域から搬入さ</p>

<p>質変更時要届出区域（以下、要措置区域等という。）内の土地から搬出された土壤である場合にあってはとあるが、このような汚染土壤が汚染土壤処理施設以外に持ち込まれる場合があるのか。</p>		<p>れる土壤について想定しています。</p>
<p>Ⅱ. 五の規定の土壤については、100m³毎の試料採取分析で扱ってもよいと考える。</p>	<p>1</p>	<p>法においては、区域指定されている土地の土壤については当該区域指定された際の土壤汚染状況調査の結果に基づき汚染状態を評価することとしていることから、お示しした案が適切であると考えます。</p>
<p>Ⅱ. 五の規定について、「要措置区域等内の土地から搬出された土壤」であってⅡ. 二のイの規定と相容れない土地の土壤に対する規定であり、ここで除外する意味がないと思われる。</p>	<p>1</p>	<p>Ⅱ. 五の規定は、法第 18 条第 1 項第 3 号に規定される他の要措置区域から搬入される土壤について想定しています。</p>

**自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの
自然由来等土壌の特定有害物質を含む液体の地下への浸透により
新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件（案）概要
に対する意見募集の実施結果**

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>Ⅱ. 一について、「自然由来等土壌構造物利用施設が帯水層に接しないようにすること」でよいとする場合には、帯水層には接していないが毛管水帯には接しており、当該施設の底面以深の土壌がすべて飽和している場合も考えられるので、そのような場合も考慮したかたちの自然由来等土壌の性状の変更方法及び当該施設に設置する遮水工の構造とする必要があると考えられる。</p>	1	<p>御意見のことについては、制度の運用において個別の事情に応じた適切な対応を行っていただく必要があると考えます。</p>
<p>特定有害物質が水に溶出しないように当該自然由来等土壌の性状を変更することは、不溶化措置と同等（土壌溶出量基準に適合させる）のことか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>Ⅱ. 一について、難解な文章で、構造と意味が良く理解できない。平易な表現に改めるよう要望する。</p>	1	<p>告示の条文を適切なものとするとともに、通知やガイドライン等で規定の内容を分かりやすくお示しします。</p>
<p>Ⅱ. 二について、「当該距離」が何を指しているか分からない。</p>	1	<p>自然由来等土壌構造物利用施設の底面から帯水層までの距離を指します。</p>
<p>Ⅱ. 二について、土壌に係る分配係数とは、何か測定方法等が示されるのか。</p>	1	<p>分配係数の取得方法については、ガイドライン等でお示しする予定です。</p>
<p>Ⅱ. 二について、相当な期間を経過した後自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しないと判断できるのは、当該施設の底面より下の土壌に杭やボーリング孔及びその跡等の特定有害物質を含む液体の浸透しやすい経路が存在しない場合のみである。したがって、そのような可能性がある場所には設置できないことを条件として規定（明示）すべきであると考えられる。</p>	1	<p>御意見のことについては、制度の運用において個別の事情に応じた適切な対応を行っていただく必要があると考えます。</p>
<p>Ⅱ. 二について、「相当な期間」の設定に</p>	2	<p>「相当な期間」については当該構造物の</p>

<p>より特定有害物質を含む液体が帯水層に到達するかどうかは違ってくる。土壌が汚染されていない土地に自然由来等土壌を持ち込むことができる規定であることから、相当な期間が何年なのか、告示以上で明確に定めるべきである。</p>		<p>設置期間等によることから一律に告示で定めることはできませんが、今後、自然由来等土壌利用施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しないことを計算するためのツールを提供する予定であり、当該ツールにおいては「相当な期間」を100年として評価することとしています。</p>
<p>Ⅱ.二について、人為的に自然由来等土壌を自然由来等土壌の存在しない土地に持ち込んだ場合を考えると、自然等由来の地下水汚染であるとするには無理があるので、自然由来等土壌構造物利用施設を廃止した後、当該相当な期間以上時間が経過した後に特定有害物質を含む液体が帯水層に到達した場合の責任の所在について定める必要があると考える。</p>	1	<p>汚染が生じた場合の責任の所在については、個別具体的に判断することとなります。なお、自然由来等土壌利用施設に利用する自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体が帯水層に到達しないことを計算するためのツールは安全側に立った数値を使用して作成しているため、想定している期間である100年を経過したからといって、直ちに地下水汚染を引き起こすものではないと考えます。</p>
<p>Ⅱ.二について、難解な文章で、構造と意味が良く理解できない。平易な表現に改めるよう要望する。</p>	1	<p>告示の条文を適切なものとするとともに、通知やガイドライン等で規定の内容を分かりやすくお示しします。</p>
<p>Ⅱ.三について、「溶出する特定有害物質の量が、検液1リットルにつきカドミウム及びその化合物が0.075ミリグラム未満であり、かつ、検液1リットルにつき鉛及びその化合物が0.3ミリグラム未満であって、当該自然由来等土壌の水素イオン濃度指数が5.0以上のものである場合にあっては、」としているが、これらの数値を定めた根拠及び経緯を教示してほしい。</p>	4	<p>環境省における検討の結果、構造物に利用する自然由来等土壌から溶出する量がカドミウム及びその化合物については0.075 mg/L 未満（カドミウムはpHにより分配係数に影響を受けうるため、カドミウム及びその化合物の場合は当該施設を設置する土地の土壌に水を加えた検液の水素イオン濃度指数が5.0以上のものである場合に限る。）、鉛及びその化合物については0.3 mg/L 未満であれば、相当期間を経過した後であっても当該自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体が50cm以上地下へ浸透しないと考えられたことから、当該構造物の底面から帯水層までの距離が50cm以上離れている場合にあっては、新たな地下水汚染を生じさせないものと判断しました。詳細につきましては</p>

		は、ガイドラインでお示しする予定ですが、御意見を踏まえ、趣旨を明確にするため、適切な告示の条文といたします。
<p>Ⅱ. 三について、土壤汚染対策法に係る基準値等は全て有効数字1桁で規定されており、ここでも鉛については有効数字1桁で規定されていることを考えると、カドミウムのみ有効数字2桁で規定する必然性はない。カドミウムについては有効数字1桁とし、0.08 ミリグラム未満或いは安全側の数字である0.07 ミリグラム未満とすべきである。</p>	2	御意見のようにカドミウム及びその化合物の量を0.07 ミリグラム未満とした場合においては、不必要に利用できる土壤の範囲を狭めることとなるため、お示した案が適当であると考えます。
<p>Ⅱ. 三について、土壤の水素イオン濃度指数はある特定の試験方法による検液の水素イオン濃度指数を指しているのか、土壤そのものに特定のセンサーを挿入し測定した水素イオン濃度指数をさしているのかがわからない。本告示の中で測定の方法及び測定値の取扱い等についても定めることが必要であると考えられる。</p>	2	御意見を踏まえ、「当該自然由来等土壤の水素イオン濃度指数」を「当該施設を設置する土地の土壤に水を加えた検液の水素イオン濃度指数」に修正しました。併せて通知やガイドライン等で詳細をお示しします。
<p>Ⅱ. 三について、「帯水層」までの距離とは、当該帯水層のうち最も浅い地下水位までの距離と解釈するが、帯水層の上面（最も浅い地下水位）はどのように判断するのか。都道府県知事が「一定の深さまでに帯水層がない旨を確認する方法」と同様、1年間の年間変動を把握して判断するのか。</p>	1	帯水層までの距離については、年間変動を踏まえて判断することを想定しています。
<p>Ⅱ. 三について、自然由来等土壤構造物利用施設の底面から帯水層までの距離が50cm以上であることについて、毛管水帯の厚さが50cmを超え、かつ、難透水層と言えないレベルの透水性をもっているような粘性土が両者の間に存在している場合、当該自然由来等土壤構造物利用施設以深の土壤はすべて飽和することになるが、このような場合も帯水層までの距離が50cmあればそのまま設置して問題が生</p>	1	御意見のことについては、制度の運用において個別の事情に応じた適切な対応を行っていただく必要があると考えます。

<p>じないような当該施設の構造とする必要があると考えられる。</p>		
<p>Ⅱ.について、平成30年4月の第二次答申で示された自然由来土壌の構造物利用には処理業の許可が必要という考え方は変更なしと考えてよいか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>Ⅱ.について、平成30年4月の第二次答申で示された自然由来土壌の構造物利用は、官公庁発注の工事の場合、都道府県知事との協議により処理業の許可を得たものとするという考え方は変更なしと考えてよいか。</p>	1	<p>自然由来等土壌構造物利用施設を設置するには、汚染土壌処理業の許可が必要です。なお、法第27条の5において、「国等が行う汚染土壌の処理の事業についての法第22条第1項の規定の適用については、当該国等が都道府県知事と協議し、その協議が成立することをもって、同項の規定による許可があったものとみなす。」とされています。</p>

**浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の
特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件（案）概要
に対する意見募集の実施結果**

意見の概要	件数	意見に対する考え方
<p>Ⅱ. 一「処理後土壌」に係る「要措置区域等」とは、処理前の汚染土壌が存在していた要措置区域等を指すということによいか。</p>	1	<p>御意見のとおりです。</p>
<p>Ⅱ. 一にあるような、「土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報」の提供を搬出事業者側に対して、浄化等処理施設への情報の提供を促す「しくみ」も必要ではないか。</p>	1	<p>御意見は、今後の制度検討等の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>浄化等済土壌を汚染土壌処理施設外へ搬出する際の調査において、浄化等が行われた汚染土壌に係る要措置区域又は形質変更時要届出区域の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の当該処理後土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する旨の規定は、処理施設では把握できないことも多いため努力義務とすべき。</p>	3	<p>処理後土壌の汚染状態の調査を適切に行うためには、特定有害物質による汚染のおそれを推定するための有効な情報の把握は必要と考えます。なお、当該把握ができなかった場合等は、その状況に応じた試料採取の対象とする特定有害物質の種類、試料採取の頻度を設定することとなります。</p>
<p>浄化等済土壌を汚染土壌処理施設外へ搬出する際の調査において、900m³ごとの頻度で調査する場合、第一種特定有害物質については混合して分析をしないので、ロットを9以下ずつに区分する必要はない。</p>	1	<p>処理後土壌を汚染土壌処理施設外へ搬出する際の調査（浄化確認調査）においては、特定有害物質の種類ごとに試料採取等の対象とするロットを設定する必要があり、要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類については、すべてのロットについて試料採取等を行うこととしているため、ロットを区分する規定を設けています。</p>
<p>Ⅱ. 三の文章の中では、「ロット」、「9以下ずつに区分した」、「9以下のロット」、「ロットが6以上」、「ロットが5以下」などと種々の用語がでてきて混乱しやすい。「9以下ずつに区分した」ロットの1</p>	1	<p>告示の条文を適切なものとするとともに、ガイドライン等で規定の内容を分かりやすくお示しする予定です。</p>

<p>まとまりに対して、適切な用語を付与するとわかりやすくなると思われる。</p>		
<p>Ⅱ.三において、浄化または溶融した場合の浄化土壌の分析は全26物質でなく、基本的に要措置区域等の指定に係る特定有害物質のみと考えてよいか。</p>	1	<p>浄化確認調査では、処理後土壌の要措置区域等の指定に係る特定有害物質に加えて、それ以外の特定有害物質の種類についても試料採取等を行うこととしています。なお、浄化確認調査の方法については、現行の方法を変更するものではありません。</p>
<p>Ⅱ.五について、「同じ重量」とあるが、どのような含水状態の土壌の重量か明示いただきたい。</p>	1	<p>処理後土壌の含水状態について、ロットごとに大きな差がないと考えられるため、処理後土壌そのものの状態の重量を想定しています。具体的には現行の浄化確認調査と同様にお考えください。</p>
<p>現場において混乱を引き起こさぬよう、浄化等処理施設の汚染調査の詳細を処理業ガイドラインにおいて解説していただきたい。</p>	1	<p>浄化確認調査の方法につきましては、現行の方法を変更するものではありません。現行の浄化確認調査の方法はガイドラインに記載してあります。</p>
<p>再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌として搬出する場合は、対象物質のみ基準値以内を確認すれば良いとの考え方でよろしいか。</p>	1	<p>浄化確認調査は現行の汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第5条第17号イに掲げる場合の調査です。再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出する場合は、同号ロに該当するものであり、本調査の対象ではありません。</p>
<p>浄化等処理施設でⅡ.に記載されているような管理が可能なか。また、現実そのような管理をしているのか。</p>	2	<p>浄化確認調査の方法につきましては、現行の方法を変更するものではありません。そのため、浄化等処理施設での管理については現行と変わらないものと認識しています。</p>
<p>処理後土壌に係る要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外についても、今般の土壌汚染対策法施行規則の改正において、認定調査において試料採取等の対象とすることとされる予定の特定有害物質の種類については、土壌汚染のおそれがある状態で汚染土壌処理施設に搬入されていることを踏まえ、もともとあった土壌汚染が見逃されることがないよう、認定調査と同等の試料採取頻度が</p>	1	<p>本告示は、現行の汚染土壌処理業に関する省令第5条第17号イにおいて引用する現行の土壌汚染対策法施行規則第59条第3項に規定する方法が今般改正されるため、現行の汚染土壌処理業に関する省令で規定する方法を新たに告示として制定するものです。御意見は、今後の制度検討等の参考とさせていただきます。</p>

確保されるべきであることから、すべてのロットを試料採取等の対象とすべきである。		
---	--	--